

佐久市国土強靱化地域計画

1 「佐久市国土強靱化地域計画」の計画期間延長について

(1) 計画の状況

ア 計画の趣旨

過去の災害の教訓や国・県の動向を踏まえ、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、より強くてしなやかな地域の構築を目指し、本市の強靱化に関する指針として策定する。

イ 「佐久市国土強靱化地域計画」の当初計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 計画延長の趣旨

市町村の目指すまちの姿や、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、市の施策を展開する上で最上位計画に位置付けられている「佐久市総合計画」について、第2次の計画が令和8年度末で終了することから、現在、第3次の計画の策定作業を進めている。

本計画の趣旨である「大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、より強くてしなやかな地域の構築」を目指すためには、「第3次佐久市総合計画」と合わせ、総合的に改定を行うことが、より効果的で効率的であること、また、相乗効果を生み出していくことが可能となることから、より強くてしなやかな「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」につながるものとなる。

くわえて、本市の国土強靱化を推進する上で、財源確保が喫緊の課題である中、緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債などの主要財源の事業期間が令和7年度末までとなっていたが、令和7年12月の閣議決定により、次年度の地方債計画が示されたことから、当該動向を踏まえた上で計画を立案・改定していくことが、安定的な計画推進に向け必要不可欠である。

なお、現行計画策定時から推進してきた各種対策により、本市における災害復旧や防災・減災は、概ね予定どおり進んでいることから、現計画の延長の影響はほとんどないものと考えられる。

以上のことから、計画期間を1年間延長するものである。

(3) 計画変更の内容

ア 「佐久市国土強靱化地域計画」の変更後の計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

イ 第4章資料編の変更（時点修正）

令和8年度以降に予定している事業について、国の補助金や交付金の採択等に支障をきたすことのないよう、国や県の情報等に基づき、第4章資料編の変更を行う（別添「第4章資料編」参照）

◎関連計画の計画期間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
佐久市国土強靱化地域計画	R3~R7					計画延長	次期計画
佐久市総合計画	H29~R8						次期計画